

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

手続名	: 法人の解散の認可
手続根拠	: ・ 石油パイプライン事業法第12条第2項 ・ 石油パイプライン事業法施行規則第10条
手続対象者	: 法人の解散を行う事業者
提出時期	: -
提出方法	: 郵送または持参
手数料	: 無し
添付書類・部数	: ・ 解散を必要とする理由を記載した書類 ・ 解散の決議または総社員の同意を証する書類
申請書様式	: 解散認可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例	: 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

提出先	: 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局 貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、
受付時間	: 提出先に問い合わせのこと
相談窓口	: 上記提出先

3. 手続情報

審査基準	: 石油パイプライン事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されると認めるときは認可をしないこととなっており、この規定を基としつつ、「事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されると認めるとき」に該当するか否かについては、利用者の利用の円滑化が阻害されるおそれの有無及び石油の最終消費者の利益が損なわれるおそれがあるか否かを総合的に勘案し、判断するものとする。
標準処理期間	: 1か月
不服申立方法	: 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと